

## ○東京情報大学学位規程

制 定 平成 4 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

**第 1 条** 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条に基づき、東京情報大学(以下「本学」という。)の学位の授与に関して必要な事項を定める。

(授与学位の種類)

**第 2 条** 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 学士
- (2) 修士
- (3) 博士

なお、学士については、東京情報大学学則(以下「学則」という。)第 24 条、修士及び博士については、東京情報大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 17 条に定めるものとする。

2 前項第 2 号及び第 3 号の学位については、学位論文が特定の分野あるいは学際領域分野の論文であると判定された場合は、前項の規定にかかわらず、学位名を当該分野の名称に変えることができるものとする。

(学士の学位授与の要件)

**第 3 条** 学士の学位は、学則第 23 条により、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

**第 4 条** 修士の学位は、大学院学則第 12 条により、本大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

**第 5 条** 博士の学位は、大学院学則第 13 条により、本大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(論文博士)

**第 6 条** 大学院学則第 20 条に規定する博士課程を経ないで博士論文を提出する者には、この規程の定めるところにより、審査の上、学位を授与する。

2 前項に規定する者が博士論文を提出するときは、別表様式第 1 による学位申請書に博士論文、博士論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び研究歴各 2 通並びに第 7 条に規定する審査料を添えて提出するものとする。

3 博士論文の受理は、研究科委員会からの意見を聴き、学長が決定する。

4 博士論文を受理したときは、学位論文の審査のほか、これに関連する科目等について、本大学院の博士課程で所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

- 5 本条第1項により博士論文を提出した者が、本大学院の博士課程で所定の単位を修得した者であるときは、前項の確認を免除する。
- 6 博士論文の審査は、本規程第9条及び第10条の定めるところによる。
- 7 博士論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

(論文審査料)

**第7条** 博士の学位を得ようとする者は、学位論文に次の各号の審査料を添えて提出しなければならない。

- (1) 博士課程による者 審査料は免除
- (2) 博士課程を経ないで論文を提出する者 300,000円
- (3) 博士課程に最低学年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、論文博士として論文を提出するとき
  - ア 退学したときから1年以内の場合 審査料は免除
  - イ 1年を超えて、7年以内の場合 150,000円
  - ウ 7年を超えた場合 300,000円

(論文審査の申請)

**第8条** 修士又は博士論文の審査を申請する者は、別表様式第2による修士又は博士論文審査申請書に論文及び論文要旨を添え、指定の期日までに研究科委員長に提出しなければならない。

- 2 提出する論文は、1編とし、正本1部、副本2部とする。
- 3 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

(論文審査の付議)

**第9条** 研究科委員長は、前条に定める修士又は博士論文審査の申請を受理したときは、その審査を研究科委員会に付議しなければならない。

(審査委員)

**第10条** 前条の規定により論文の審査を付議された研究科委員会は、審査を行う論文ごとに、その論文の内容に応じた指導教授2名以上と関連科目担当教員又は学外適任者の中から1名以上の審査委員を選定し、審査を付託する。なお、審査委員のうち1名は、原則として当該学生の指導教授とする。

(論文審査及び最終試験)

**第11条** 審査委員は、論文の審査及び最終試験に関する事項を担当する。

- 2 最終試験は、論文の審査が終了した後、提出された学位論文を中心として、これに関する科目等について行う。
- 3 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学中に終了する。
- 4 博士の学位論文の審査及び最終試験は、原則として在学中に終了する。

(審査結果の報告)

**第12条** 審査委員は、修士又は博士論文の審査及び最終試験の終了後、速やかに論文要旨及び最終試験の成績並びに学位授与に対する意見を取りまとめ、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(最終審査及び学位授与の決定)

**第13条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて最終審査を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

**第14条** 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位の授与と学位記の交付)

**第15条** 学長は、前条により、学位を授与すると決定した者に対して、修士又は博士の学位を授与し、学位記を交付する。

2 学長は、本学学則の規定に基づき、卒業と決定した者に対して、学士の学位を授与し、学位記を交付する。

(論文要旨の公表)

**第16条** 本大学院は、博士の学位を授与した日から3カ月以内に、その論文内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表してあるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第2項及び第3項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

**第17条** 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

**第18条** 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けたことが判明したときは、学長は、学士の学位にあつては教授会からの、修士又は博士の学位にあつては研究科委員会からの、それぞれの意見を聴き学位の授与を取り消すことがある。

(博士の学位の報告)

**第19条** 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は、省令により、当該学位を授与した日から3カ月以内に、別表様式第3による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の様式)

**第20条** 学位記の様式は、別表様式第4のとおりとする。

(実施細則)

**第21条** この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、学士の学位については教授会からの、修士又は博士の学位については研究科委員会からの、それぞれの意見を聴き学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成 12 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

**附 則**

この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

別表様式第1(第6条関係)

(学位申請書)

学 位 申 請 書			
		平成	年 月 日
東京情報大学長 殿		氏名	印
貴学学位規程第6条第1項の規定により、論文に論文要旨、履歴書及び論文審査料 円を添えて、博士の学位授与を申請いたします。			

別表様式第2(第8条関係)

(修士論文審査申請書)

		平成	年 月 日
東京情報大学大学院 総合情報学研究科委員長 殿		総合情報学研究科 平成 年度入学 氏名	印
修 士 論 文 審 査 申 請 書			
このたび、修士(総合情報学)の学位を受けたいので、学位規程第8条の規定により、 下記のとおり関係書類を提出しますので、審査くださるようお願いいたします。			
記			
1. 修士論文	1編(正本1部, 副本2部)		
2. 論文要旨	部		

(博士論文審査申請書)

		平成	年 月 日
東京情報大学大学院 総合情報学研究科委員長 殿		総合情報学研究科 平成 年度入学 氏名	印
博 士 論 文 審 査 申 請 書			
このたび、博士(総合情報学)の学位を受けたいので、学位規程第8条の規定により、 下記のとおり関係書類を提出しますので、審査くださるようお願いいたします。			
記			
1. 博士論文	1編(正本1部, 副本2部)		
2. 論文要旨	部		

別表様式第3(第19条関係)

報告番号		博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者			学位(博士)授与報告書			東京情報大学院								
			氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日	博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日				
甲	第 号	博士( )				都											
乙						道											
甲	第 号	博士( )				府											
乙						県											
甲	第 号	博士( )				都											
乙						道											
甲	第 号	博士( )				府											
乙						県											
甲	第 号	博士( )				都											
乙						道											
甲	第 号	博士( )				府											
乙						県											

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

- (備考)
1. 報告番号は、第5条によるものについては「甲第 号」、第6条によるものについては「乙第 号」とする。
  2. 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入する。
  3. 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語を( )を付して記入する。
  4. この報告書は、第19条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出する。

別表様式第4(第20条関係)

(学士の学位記(縦書き))

学 位 記	
	氏名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する。	
年 月 日	東京情報大学長 〇〇〇〇〇〇 [印]
第 号	

(修士の学位記(縦書き))

学 位 記	
	氏名 年 月 日生
本学大学院総合情報学研究科総合情報学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(総合情報学)の学位を授与する。	
年 月 日	東京情報大学長 〇〇〇〇〇〇 [印]
修士(総合情報学)第 号	

(博士の学位記(縦書き))

学 位 記	
	氏名 年 月 日生
本学大学院総合情報学研究科総合情報学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(総合情報学)の学位を授与する。	
年 月 日	東京情報大学長 〇〇〇〇〇〇 [印]
博士(総合情報学)第 号	

(論文提出による博士の学位記(縦書き))

学 位 記	
	氏名 年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(総合情報学)の学位を授与する。	
年 月 日	東京情報大学長 〇〇〇〇〇〇 [印]
論博(総合情報学)第 号	